

家族介護用品購入費を助成します

在宅で重度の要介護者を介護している家族に対し、介護用品と引き換えのできる引換券を交付します。

支給額 月額 **7,000円**
(引換券を交付します。)

引き換えのできる介護用品

大人用紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て介護用手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど

対象者

次の条件を全て満たしている人を介護している家族の方

- 要介護認定において要介護4または5と判定された方
- 在宅で介護を受けている方
- 市町村民税が非課税世帯の方



※介護している別居の家族も支給対象者になることができますが、その世帯も市町村民税非課税の場合に限ります。

※要介護者が介護保険施設に入所または医療機関に入院されている場合は、対象となりません。

問い合わせ先

健康対策課 生活相談室
TEL:0859-68-5535

「行テラス」無料相談会

※「行テラス」とは、行政書士による総合相談事業のことです。

とき 6月25日(火) 10:00~12:00

ところ 岸本公民館

内容 相続・遺言、成年後見、会社設立、許認可・届出、土地利用・農地転用、契約書・合意書・協議書などの作成など

相談員 行政書士

その他 相談無料(事前予約制)

※6月24日(月)12:00までに電話でお申し込みください。

予約・問い合わせ先

行政書士総合相談センター「行テラス」
(鳥取県行政書士会事務局 内)
TEL:0857-24-2744

労働関係機関による日曜労働相談会

解雇、雇止め、賃金未払い、労働時間、有給休暇、パワーハラスメントなど労働問題全般に関する相談を弁護士や社会保険労務士などがお受けします。

とき 6月30日(日) 10:00~15:00(事前予約優先)

ところ ふれあいの里(米子市錦町1丁目139番地3)

相談料 無料

問い合わせ先

労使ネットとっとり(県労働委員会)
TEL:0120-77-6010

高齢者住宅改良助成事業

介護を必要とする人が住み慣れた自宅で安全に生活できるように、介護保険の給付を超える大規模な住宅改修をした場合、介護保険の給付を超える部分について町の補助を受けることができます。

1. 高齢者住宅改良助成事業を利用できる方

介護保険の要介護認定で要支援1・2もしくは要介護1~5のいずれかに認定された人で、市町村民税非課税世帯の方

2. 対象となる住宅改修の種類

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止、移動の円滑化などのための床または路面の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取替え
- ⑥その他、①~⑤の改修に付帯して必要となる工事

3. 補助金の交付額

介護保険の給付を超える部分について80万円までが対象となり、そのうち3分の2が補助されます。
※交付は、現在の住まいについて、原則1回限りです。

4. その他

工事着手前に申請が必要です。
申請は随時受け付けています(予算が無くなり次第、終了)。

問い合わせ先

健康対策課 生活相談室
TEL:0859-68-5535

お詫びと訂正

広報5月号に掲載しました「新規採用職員紹介」の中で、職員の氏名を「森岡詩織」と記載していましたが、正しくは、「森岡志織」の誤りです。お詫びして訂正いたします。